

清水清一郎

経済産業委員会 質問報告書 平成18年4月14日

○石田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省農村振興局企画部長宮本敏久君、経済産業省大臣官房商務流通審議官迎陽一君、中小企業庁長官望月晴文君、国土交通省大臣官房審議官加藤利男君及び国土交通省大臣官房審議官和泉洋人君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。清水清一郎君。

○清水（清）委員 自由民主党の清水清一郎でございます。本日は、貴重な質問の機会をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案につきまして質問をさせていただきます。

現行の中心市街地活性化法は平成十年に制定されたものでありますが、その当時に比べ、我が国をめぐる社会的状況は大きく変化してまいっております。特に、地域によっては、人口の減少、公共施設の郊外移転、モータリゼーションの推進等により、また大型集客施設の郊外への進出など、中心市街地の空洞化が顕著になってきております。

一方、人口の減少、高齢化社会を迎える中、

地域においては、このような中心市街地の空洞化がさまざまな問題を生じさせております。中でも中心市街地が空洞化された地域では、地域のコミュニティが希薄となって、コミュニティが担ってきた人と人とのつながり、例えばお祭りなどの地域の催しや防犯、防災などの地域活動などが縮小してきており、また、町本来が持っていたにぎわいが失われつつあることは深刻な問題であると考えております。

中心市街地はその町の顔であり、コミュニティの場でもあります。また、町がにぎわいを取り戻すためには、再び人々が集まるように中心市街地を活性化し、コミュニティを回復することが重要であります。

そこで、お伺いをさせていただきますが、全国各地の中心市街地の状況は依然厳しいものがあり、地域のコミュニティも失われつつあると考えますが、改正法案では今度こそ地域のコミュニティの魅力向上を図ることができるとか、その理念と新しい取り組みについて見解をお伺いいたします。

○片山大臣政務官 御指摘のとおり、魅力的なまちづくり、地域の個性あるまちづくりのためには、単なる商業の集積ということのみならず、人々が集いそして語り合うような場、コミュニティというものが非常に重要だというふうに考えております。

今回の改正法案では初めて中心市街地活性化の理念を法文上明確に規定いたしました。その中で、中心市街地というものを人々の生活と交流の場、地域住民等の生活と交流の場、すなわち委員御指摘のコミュニティの場そのものであるというふうに位置づけております。これは初めて、今回の改正法できちつとさせていたところでございます。

そして、この中心市街地に人々を呼び戻すた

めに、従来からの商業の活性化と市街地の整備の改善に加えまして、町中居住、住んでいただくということ、町中居住の推進や、病院や学校などの都市のさまざまな機能をこの市街地に集約するということも一体的に推進していくことにしておりまして、これらの措置を通じまして、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりという今回の政策のテーマを実現して、地域のコミュニティーの魅力向上を図ってまいりたいと考えております。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

ただいま、コンパクトでにぎわいあふれる町という表現がありました。今回の改正法によって中心市街地のにぎわいを取り戻すには、重要な概念であると考えております。しかし、成果をおさめるためには、あらゆる努力を惜しまずに全力投入することが必要かと存じます。

ここで、大臣は同僚議員の質問に対しまして、前回の反省を含め、大変謙虚に、また責任ある態度をお示しになられたわけでございますけれども、私も、今回の法改正に当たりまして、経済産業省及び大臣の意気込みについてお伺いをさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

○西野副大臣 清水先生の御指摘でございますが、町並みが、特に中心市街地が活性化するということが、例えばその一つの例に商店街があると思えますが、商店街というのはおおむね町並みの中核をなすものだと思っております。その商店街がシャッター通りに変貌いたしますと、そのにぎわいが薄れていくのは当然のことです。

お示しのとおり、社会的現象、モータリゼーションの変化もございますし、あるいは少子高齢化社会という現状、あるいは人口の減少傾向、

こういう状況も踏まえて、それに対応すべく、お示しのコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりの実現ということが今回の目的であるわけでございます。

しかし、そのためにはどうしても、それぞれの地域の方々の、やる気のある、文字どおり意欲的な取り組みというものに期待をするわけでございます。そういうものに対して、全省を挙げて一丸となって集中的に支援をしていきたいというふうにも思っておりますのでございます。

経済産業省といたしましても、実は活性化の成功例というものがございますので、まちづくりに頑張る商店街百選なるものを作成いたしまして、近々情報提供して、全国の参考になれば、このようにも思っておりますのでございます。さらに、全国には経済産業省は九カ所の地域の支局を持つておるわけでございまして、これらの職員が、あるいは関係します機構が文字どおり一丸になって、大臣が以前にもお答えをいたしましたとおり、単なるテーブルの上に着いていっただけではなくて、それぞれ町並みに出かけて、意欲的な取り組みがなされるように促していこう、こういうふうに申し上げておられるところでもございます。

したがって、大臣も発言をいたしておりますとおり、文字どおり今度こそは、こういう意気込みで法案を提出いたしておるところでございます。一カ所でも多くの地域がそれぞれの思いを込めてこの中心市街地の活性化を促していただける、そういうものになってほしいというふうにご考えておる次第であります。

○二階国務大臣 ただいま西野副大臣から御答弁申し上げたとおりでございますが、私は、まちづくりに頑張る現在の商店街の代表的な事例を百集めまして、これを参考にして他の商店街

の皆さんも、よし、このくらいなら自分たちもやれると。いろいろな創意工夫が必要なんです。

例えば、今度の法案を共同で出させていただいております国土交通省の北側大臣のお地元、堺などというものは、今日まで歴史的に商都として大変盛んであったことはだれもが認めるところであります。その歴史的な蓄積がやはり今だんだん大きく発展を遂げておるといふふうに私は思うわけであります。

ですから、この国会が終わった段階で、経済産業省もこうした町々に二人一組ぐらいで幹部を含めて現地に派遣して、この町はなぜ歴史的にこのような発展を遂げてきたのかということをもう一度経済産業省の幹部そのものが勉強し直す。というのは、指導するとか、役所言葉にそういうのがあるわけで、これはもう清水委員も御承知のとおりであります、そんな高いところから商店街を指導するなんということを言っておったってこれは始まらないわけでありまして、商店街の皆さんがその気になって奮起する、その状況をつくっていかなくてはならないのではないか。

浅草の商店街を今後どう維持発展させていくか、浅草の地域の人たちはそのことを一生懸命勉強していますね。こういうことが私は大事だと思ふんです。それを後ろから少し背中を押すという程度が商店街あるいは商業の活性化に対する経済産業省の役目であって、経済産業省が商売をリードするというようなことは、これはとてもできる仕事ではありません。あの方々は百年も、人によってはもつと前から伝統的に商いをずっと続けてこられた。そういう人たちが頑張つてさえもうまくいかない。

私は、あるとき、私の地元の県の産品を東京で販売するのに、どうすれば皆さんのようなぐあいによくいくかということを手先のスーパーの社長に相談したことがあります。もしそう

いう御希望があるならば、私たちのお店の中の一角をお貸ししますから、そこでおやりくださいよ、我々専門家の売人が一生懸命心血注いでやっても商売というものはうまくいかないんだ、うまくいかないものなんです、それを県とか市とかがやってみてうまくいくわけがない、こう言われたんです。

なるほど、私も最初の日、途中の休みに見に行ってみました、最初の日だけは、お役所仕事であっても、一応のことはやっておりました。中間からずつとなりますと、もうほとんど元気がない、太鼓を持ってきて何か催し物をしている、そこだけ人は集まっておるが、肝心の産品を並べているところにはもうだれもいないわけですね。私は、そういうことから見て、なるほど、その社長が言っておられた、商売というのは難しいものなんですよということを諭すようにおっしゃっていただいたことが本当によくわかる。

今この立場に立つて、法案を御審議いただき、新たなステップ、今度こそという意気込みは私も皆持つておるわけですが、どうか与野党の委員各位にも御指導いただきながら、我々は、この問題、永遠の課題だと思ひますが、しっかり取り組んでいく決意だけは申し上げます、おきたいと思ひます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

西野副大臣からは、我々がその現場へ行つてもというお話もいただきました。また二階大臣からは、何といても、商店街そのものの構成員である商店の方々がその気になるようにするのが我々の仕事だというお話でございました。お二人から御答弁をいただくことは、この上もなく皆さんの意欲が私どもに反映されてくるところでございまして、大変ありがとうございます。

す。これからもひとつ、どうぞよろしくお願います。

次に、実は、高齢化社会が進展する中で、助け合いあるいは相互扶助ということも含めてですが、再びコミュニティを取り戻すこと、このことが大変必要なのではないかと思います。そのためには、歩いて暮らせる範囲の中で必要なものが手に入るというようなことが重要なのではないのでしょうか、こう思います。そのため、人と人との交流があり、必要なものが手近に手に入り、お客と商店主がよい人間関係を保つ、昔の商店街のような町が中心市街地に必要なのではないかということでございます。

しかしながら、今は、お祭りや地域の防犯、防災などの地域活動に、従来のように商工会あるいは商店街が指導的な役割を果たす力を失ってまいりました。地域コミュニティを回復させるためには、にぎわいのある中心市街地、特に商店街の復活が必要なのではないでしょうか。ちよつと質問が戻りましたけれども、ここでお伺いをさせていただきたいと思えます。

地域のコミュニティの中での商店街の役割は大きく、コミュニティの回復のためには商店街自身の積極的な取り組みが最も重要だと考えますが、商店街が地域のやる気を引き出す方法、インセンティブ等をどのように盛り込んでおられるのか、法案についてお伺いをさせていただきますきたいと思います。

○望月政府参考人 答え申し上げます。

今大臣、副大臣からほとんどそのエッセンスのところのお答えがありましたものですから、私どもとしては、政策をこれまでずっと継続してきた過程で商店街というものをどういうふうに見てきたかということをまず申し上げたいと思えます。

地域において商店街は、先生御指摘のように、

歴史的経緯あるいは地理的状況を背景に文化や伝統をはぐくんできた、それから、公益あるいは産業などの各種の機能を担ってきた社会資本の蓄積地だというふうに受けとめております。先ほど来お話がございましたように、人々が集い、ともに助け合い、楽しむ地域コミュニティとしての商店街、私どもも懐かしく覚えているわけでございます。こういった商店街がまさに中心市街地の核としての役割を再びきちっと果たすことができるかどうかということが本法案の成功のかぎになるんだろうということは、ひとしく共通認識を持っているところでございます。

まずは、先ほどのお話にもございましたように、商店街を構成する事業者の方々御自身の熱意ある取り組みとすることが必要であるということでございますけれども、ただ、この熱意ある取り組みとすることに対して国は一体どんな支援ができるだろうかということをおれまでもずつと議論をした結果が、この法律に結実したと思っております。

一つ大事なことは、例えば、ここに住んでおられないけれども権利を持っておられる地権者というような方々が、これまでともすれば人ごとのように、商店街の問題のことを考えてこられなかったということでございます、こういった地権者の皆様方もまちづくりの一端としての商店街の活性化にその責任を果たすという意味で取り組んでいくことが非常に重要ではないかということが、今回の法律の議論の際にも重点的に議論をされました。私どもも、そういった幅広い方々の参加を得た支援策ということを考えていきたいと思えますし、そういうもの国として横から必要な支援を、皆様方の御希望を伺いながらやっていきたいということでございます。

具体的な取り組み事例につきましては大臣から、副大臣からも御督励がありましたけれども、

実は日本にはきつと成功している商店街もあるはずなんだから、そういったものを取り上げて皆様方にお示しすることによって、その方々に對してもさらにいい効果がございますし、あるいは、そういう知識を知った方々についてのこれからの意欲を上げるとい意味でも大変重要なことになるんだろうと思います。

そういったことも考えながら、私どもとしても、やる気を引き出すための一端を担っていきたいというふうに思っておるところでございます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

それでは次に、細かい点についてお伺いさせていただきます。

商店街のお店一店一店は、中心市街地の核であるとともに、にぎわい創出の源泉となるべき存在であると考えております。現在、中心市街地の商店街の中には、シャッター通りと呼ばれる、にぎわいを喪失しているような商店街も散在しているわけでございますが、そのメカニズムは、空き店舗の数が一つ二つあるいは三つと増加することにより商店街のにぎわいがどんどん喪失していく、空き店舗の増加と反比例するように商店街の活気は失われ、客の足も遠のき、ますます空き店舗が増加していくというような、商店街衰退の悪循環が起きていると考えるわけでございます。つまり、空き店舗を放置することとは、このような悪循環を加速させることになり、さまざまな活性化のための取り組みもその効果を失いかねないのであります。

そこで、中心市街地の一角がゴーストタウン化した場合、コンバージョンやリニューアルが重要なかぎだと思えますけれども、図書館や公民館あるいは診療所、町中居住に資する施設をコンパクト化し、身近なところに集めることによって再び人を集め、にぎわいを回復すること

が必要だと思えます。

そこで、商店街における空き店舗対策について、経済産業省にお伺いをさせていただきます。

○望月政府参考人 御指摘のとおり、空き店舗の放置というのは、商店街あるいは個々の商店に大きな影響を与えるのみならず、地域全体の活力を低下させるということで、大変重大な問題であると考えております。

したがいまして、今回の法案におきましても、地域が取り組む空き店舗対策に最大限の支援を効果的にしていくということが主眼になってございます。

具体的には、中小小売商業者が取り組む商業機能強化への取り組みについて、地権者などを巻き込んだ取り組みとするために、中小小売商業高度化事業の認定要件として、土地の所有者の協力を得るということを考えております。

認定されたこの事業につきましては、例えば、中心市街地活性化協議会に参加する商業者が、空き店舗を借り上げて託児所やあるいはコミュニティ施設、さまざまなものが考えられると思えますけれども、そういうコミュニティ施設を運営する事業などに対して、新たに拡充する戦略的中心市街地活性化事業などによって重点的に支援をしてみたいと思っております。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

地方の中心市街地では、同じように、大型店の撤退後の大型店舗や空きビル、大きなものがある有効活用されないまま放置されている場合があります。その跡地では治安も悪化するような状態があると伺っておりますが、次の展開へのスピードも大きな要素であると考えます。

そこで、二点ほどお伺いをさせていただきます。

中心市街地の活性化のためには、再び人々を集め、町のにぎわいを回復する代替店舗を一日も早く営業再開することが必要だと考えますけれども、そのためには新たな出店を促進させる規制の緩和措置を講ずるべきだと思いますが、どのような法的措置が考えられておるのか、これは経済産業省の方にお伺いさせていただきます。

また、空きビル対策として、財政面を含めた国からの支援策について、どのようなものを用意しておられるのか、具体的に国土交通省にお伺いをさせていただきます。よろしく願います。

○迎政府参考人 まさに御指摘のとおり、中心市街地に存在する大型の店が撤退をした、そういったところが空きビルになっていると町のにぎわいという点で大変マイナスになるわけでございます。そうしたものを活用して次の店舗、大型店が出店するというのは、町の活性化にとって非常に大きなプラスになることだと考えております。

今回、中心市街地活性化法の改正に際しましては、そうしたケース等を中心に、中心市街地において大規模小売店舗が迅速に立地できるように、大店立地法の規制を緩和する方法というのを盛り込んでおります。

具体的には、大規模小売店舗の出店に際しましては、出店者は都道府県への届け出後八カ月間は開業ができないということになっておるわけでございますけれども、これは地域の判断で特例地区を設定して、こうした八カ月というふうな期間を経ないで速やかに出店するようなことを可能にするものでございます。

この制度につきましては、今回盛り込む前に、規制緩和の特区という形で、先般委員会でも御視察いただきました宇都宮市では、規制緩和の

特区制度を活用して、あいた店舗の後に別の小売業の出店を促す、短期間に出店を実現するというふうなことで、効果も実際にあったものでございます。

今後、地域の御発意によりましてこうした措置も御活用いただいて、商業の活性化、にぎわいの回復に役立てていただければというふうにご考えている次第でございます。

○加藤政府参考人 国土交通省といたしましては、これまでも、まちづくり交付金を活用いたしまして都市の既存ストックを有効活用するための施策を講じてまいりましたが、中心市街地の活性化のためには、いろいろ御指摘いただきましたように、さまざまな都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを進める必要があるという認識のもとで、今回のまちづくり三法の見直しでは、病院ですとか文化施設といったようなさまざまな都市機能を町中に立地促進するための支援策の充実を図っているところでございます。

まず、まちづくり交付金についてでございますが、まちづくり交付金につきましては予算額を大幅に増額いたしております。また、市町村の提案に基づく事業に対する支援といったものも拡充することとしておりまして、これによりまして、既存ストックの活用によるまちづくりの支援を行うこととしております。

加えまして、今年度から新しく、暮らし・にぎわい再生事業というものを創設させていただきました。これによりまして、今お話にもありました、大規模店舗が撤退した空きビルを例えば病院ですとか図書館ですとか市民センターなどの公益施設を含む施設に用途転換する場合には、その改修などに係る費用のうち、原則三分の一を国費で支援する、こういったような措置も講じているところでございます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

大変盛りだくさんに画期的なものがあって、大変心強い次第でございます。

中心市街地の駐車場についてお伺いをさせていただきます。

どうしても、大きな買い物をしたいということになりますと車を使いたいわけでございますが、中心市街地というのは、もともと土地が高いいせいでしょうか、駐車場が余りなくて、あきを探している間に時間がたってしまう。また、一方では、郊外の商店街モールなどでは大規模な駐車場が用意されておるといこともございまして、どうしても客足がそちらへ行ってしまうというようなこともあります。また、中心市街地でよくあることには、自転車、バイク等が大変多く放置してありまして、お年寄りなどが危なくて通行することもままならないというようなことがございますので、こういったことを解消するために駐車場について新たな考えがありましたらお示しをいただきたい、こう思います。

○加藤政府参考人 中心市街地内の路上駐車を解消いたしましたして、円滑な自動車交通ですとか安全、快適な歩行者空間を確保するため、適正な位置に使い勝手のよい駐車場、駐輪場の整備を促進するということは、中心市街地活性化に重要な施策であるというふうに考えております。

これまで、地方公共団体ですとか民間による駐車場、駐輪場の整備に対しましては、まず、道路の一部となる駐車場、駐輪場に関しましては街路事業、また、面的なまちづくりの一環として整備されるものについてはまちづくり交付金等による補助を行ってまいりました。また、

一定規模以上の駐車場、駐輪場に対しまして、道路開発資金ですとか政策投資銀行による融資も行ってまいっております。また、加えまして、都市計画決定されたものに対しましては事業所税の非課税措置といったような措置も講じているところでございます。

このように各種の支援策ばかりでなくて、附置義務制度というのが駐車場法にございます。この駐車場法による附置義務制度を通じた規制、誘導策も通じて、いろいろまた施策を通じて駐車場、駐輪場の整備の推進を図ってきているところでございます。

とりわけ、中心市街地の活性化の観点から、中心市街地内の駐車場、駐輪場については、今申し上げましたこれらの支援策の対象として積極的に支援をすることとあわせて、立体式駐車場の不動産取得税、固定資産税を減免する税制優遇措置の拡大などにより、これまでも重点的な支援をしてまいりました。

さらに、近年、歩道、車道を問わず違法駐車している自動二輪車が、バイクでございますが、歩行者、自動車の交通を阻害し問題になっているということにも対応するために、自動二輪車を駐車場法の対象に追加するといった改正法案を今国会に提案いたしております、別途御審議をいただいているところであります。

今るる申し上げましたが、このような各種の施策を通じまして、中心市街地活性化に資する駐車場、駐輪場の整備を今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

時間が来ましたのであれですが、今回の法改正では、中心市街地の居住を回復するという施策も盛り込まれているようでございます。認定を条件としてではございますが、町中居住促進のための施策について、共同住宅供給事業など、

施行者別、補助対象別に少し教えていただければありがたいと思いますが。

○和泉政府参考人 委員御指摘のとおり、人が住んでいるということは町が成り立つ基本的な条件でございますので、町中居住は極めて重要でございます。

このため、今御指摘いただきましたように、今回の中心市街地活性化法の改正案におきまして、中心市街地共同住宅供給事業を創設しまして、町中居住を促進することとしております。

具体的には、中心市街地における都市福利施設に近接するなどの要件を満たす優良な共同住宅事業、これを市町村長が計画を認定しまして、当該事業を行う民間事業者等に対しまして、調査設計計画や共同施設整備などにかかる費用について、国と地方公共団体がそれぞれ三分の一ずつ補助を行うとともに、所得税、法人税の割増し償却などの税制上の特例措置を講ずることとしております。

このほか、予算措置による支援策としまして、基本計画の認定を受けた中心市街地における民間の多様な住宅等の整備事業に対しまして出資により支援を行う街なか居住再生ファンド、こういったものの活用を行うとともに、各施策の活用により、町中居住が促進されるよう積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

時間が来ましたので終わりますが、現地では大変苦んでいる方もたくさんおられます。今後とも、現地の方々のやる気を出すため、そしてまた人材を養成すること、また、先ほどお話がありましたノウハウを提供すること等、大変待っておるところが多いわけでございますから、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

と思います。

質問を終わります。ありがとうございます。